

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は第56号議案「平成27年度一般会計補正予算」と第65号議案、第67号議案、第70号議案の4議案に反対の立場から討論します。

まず「27年度一般会計補正予算」についてですが、国の補正予算を活用し、介護人材育成や肝炎対策、不妊治療への助成、ひとり親家庭への支援など、県民要求に応じた事業の予算がある程度確保されたことは評価します。

しかし、関東・東北豪雨災害対策の予算には大きな問題があります。これまで災害対応の補正予算は9月と12月に、あわせて約278億円増額され、日本共産党は、災害救助法によるすみやかな救助と被災者支援、河川、道路、農地、教育・福祉施設等の復旧に全力をあげるよう求める立場から、賛成いたしました。

公共事業関連の復旧は一定すすめられているものの、2月補正は、被災者の救助・救援に使われるべき市町への委任費等約6千4百万円が削減され、災害救助費が減額補正となりました。避難所では、マットや布団がなく、高齢者、障害者、女性への配慮も足りず、苦痛を訴える避難者が多かったこと、964戸も半壊世帯がありながら、住宅応急修理が1戸も実施されなかったことなど、十分な救援が行われた結果とは、到底思われません。また被災者支援、とくに被災者生活再建支援法・同制度では支援対象とならない住家の半壊または床上浸水等の被災者に対する県独自の支援策もまったく講じられませんでした。

今回の補正予算では、「選ばれる栃木」を合い言葉に、「地方創生加速化交付金」を活用した事業が多々計上されました。災害に見舞われたとき、どの県がより親身に、そこで生活している被災者を支援してくれるか、それもまた「選ばれる栃木」の重要な要件なのではないでしょうか。その点でも残念と言わざるをえません。よって、第56号議案を是とすることはできません。

つぎに第65号議案「栃木県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について」ですが、国民健康保険法の改正により、2018年度から都道府県が国保の「保険者」となり、財政運営に責任を負うことに伴い「財政安定化基金」を設置するものです。国保財政が悪化したり、納付金を完納できない市町に、貸し付け・交付し、その返済を保険財政から行わせる仕組みですが、「基金」があることで一般会計からの繰り入れは必要ないとの口実にされたり、「保険財源の不足は保険料引き上げで穴埋めせよ」との圧力として機能することが懸念されます。いのちをつなぐ社会保障である国保にそぐわない国保法改正にもなう基金の設置は認められません。

第67号議「職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、一般職員の給与を引き上げることには異論はありません。しかし知事など特別職の報酬引き上げ、またこの条例制定により県議の報酬も引き上げられることから、その点において反対します。

最後に第70号議案「風俗営業の規制および業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部改正について」ですが、ダンスホールなどの営業は、風俗営業の規制対象から除外されているのに、新たに「特定遊興飲食店営業」という区分を設けて公安委員会の許可の対象とし、これまで行政指導の対象にすぎなかった「深夜遊興」を、従来と同じ行為でも罰則の対象としようとするものです。警察による不必要な規制拡大であり反対します。以上、各議案の問題点を訴え、反対討論とします。